

資料提供 平成26年11月27日
秋田県地方独立行政法人評価委員会
事務局(秋田県総務部総務課 公益法人班)
電話 018-860-1057
美の国あきたネット掲載 有り

報 道 機 関 各 位

地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期目標に係る
業務の実績に関する評価について

秋田県地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法第30条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期目標(中期目標の期間:平成21年4月1日～平成26年3月31日)に係る業務の実績について評価を行い、その結果を法人に通知するとともに、知事に報告しましたので、お知らせします。

【評価結果】

- 全体評価調書及び項目別評価結果については、別添のとおりです。
- 項目別評価調書については、美の国あきたネットを御覧ください。

【評価委員会委員長コメント】

別紙1を御覧ください。

【評価基準】

別紙2を御覧ください。

【参 考】

秋田県地方独立行政法人評価委員会委員名簿 等
別紙3を御覧ください。

【評価委員会事務局】

秋田県総務部総務課
公益法人班 石川・関口

地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期目標に係る業務の実績に関する全体評価調書
(中期目標の期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日)

全 体 評 価

事業の達成状況について

全体として計画を順調に実施していると認められる。

- 特に優れた業績を上げ、高く評価できるものとして「政策医療の提供」が挙げられる。
- 政策医療の提供については、脳研センターにおいてチーム医療の提供や医療スタッフの増員などにより、急性期医療・回復期医療の提供体制の強化が図られていることは評価される。今後とも三次救急医療機関としての機能充実が期待される。
また、リハセンにおいて効率的・集中的な訓練・治療が行われていることは高く評価される。認知症医療においては、県認知症疾患医療センターとして、各地域の医療機関等とのより密接な連携が期待される。
- 医療サービスの提供については、地域連携の推進に向けた一層積極的な取組が望まれる。また、効果的な病床管理に向けた取組がなされているものの、両センターともに病床利用率の数値目標を達成しておらず、今後とも継続的な取組が望まれる。
- 医療安全、法令遵守については、リハセンにおいて平成24年度に発生した診療放射線技師法違反事案を踏まえ、職員の法令遵守意識の保持・向上、医療倫理の徹底を図るための継続的な取組が求められる。
- 医療に関する調査及び研究については、活発な調査・研究活動が行われているほか、支援体制の充実が図られていることが評価される。

財務状況について

全体として計画を概ね順調に実施していると認められるものの、一層の経営改革が求められる。

- 病床利用率の更なる向上等による収入の確保が望まれる。
- 経常収支比率及び経費の削減については、数値目標を達成しておらず、更なる取組が求められる。

法人のマネジメントについて

全体として計画を順調に実施していると認められる。

- 両センターにおける関連部門の統一化による組織改編や経理事務等の一部の本部事務局への集中化など、効率的な運営体制の構築に向けた取組がなされている。
- 職員の意識改革については、更なる取組の実施により経営意識の一層の向上を図ることが望まれる。

組織、業務運営等に係る改善事項等について

組織、業務の運営等に関し、特に改善を勧告すべき点はない。

項 目 別 評 価 結 果 （ 秋 田 県 立 病 院 機 構 ）

評 価 項 目	H21	H22	H23	H24	H25	自己 評価	評 価
I 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	B	A	A	A	A	A	A
1 質の高い医療の提供	B	A	A	B	A	A	A
（1）政策医療の提供	B	A	A	A	A	A	A
① 脳研センター	A	A	A	A	A	A	A
② リハセン	B	A	A	A	A	A	A
（2）医療従事者の確保・育成	B	A	A	A	A	A	A
① 医療従事者の確保	B	A	A	A	A	A	A
② 医療従事者の育成	B	A	A	A	A	A	A
（3）県民、患者・家族の視点に立った医療サービスの提供	B	B	B	B	A	B	B
① 病院機能評価の認定	B	B	B	A	A	A	A
② 地域連携の推進	A	B	B	B	B	B	B
③ 院内クリニカルパスの作成及び適用	A	A	A	A	A	A	A
④ 効果的な病床管理	B	B	B	B	B	B	B
⑤ インフォームド・コンセント等	B	A	A	A	A	A	A
⑥ 医療相談窓口等の充実	A	A	A	A	A	A	A
（4）より安心して信頼される医療の提供	A	A	A	B	A	A	A
① 医療安全対策	A	A	A	A	A	A	A
② 院内感染対策	A	A	A	A	A	A	A
③ 法令遵守と情報公開等の推進	A	A	A	C	A	B	B
2 医療に関する調査及び研究	A	A	S	A	A	A	A
3 医療に関する地域への貢献	A	B	A	A	A	A	A
（1）地域医療への貢献	A	B	A	A	A	A	A
① 研修会への講師派遣	B	A	A	A	A	A	A
② 医療機器の共同利用等	—	—	—	—	A	A	A
③ 地域リハビリ検診の展開	A	B	A	A	A	A	A
④ 教育研修の推進	A	A	A	A	A	A	A
（2）県民の医療や健康に関する情報発信	A	A	A	A	A	A	A
4 災害時における医療救護等	A	A	A	A	A	A	A

評 価 項 目	H21	H22	H23	H24	H25	自己 評価	評 価
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	B	B	B	B	B	B	B
1 効率的な運営体制の構築	A	A	A	A	A	A	A
（1）管理体制の構築	A	A	A	A	A	A	A
（2）効率的な業務運営の実現	A	A	A	A	A	A	A
（3）職員の意識改革	A	B	B	B	A	A	B
2 病院経営に携わる事務部門の職員の確保・育成	A	A	A	A	A	A	A
3 収入の確保、費用の節減	B	B	B	B	B	B	B
（1）収入の確保	B	B	B	B	B	B	B
（2）費用の節減	B	B	B	B	B	C	B
III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	A	B	B	B	C	B
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	—
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—	—	—	—	—	—	—
VI 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	—
VII 料金に関する事項	—	—	—	—	—	A	A
VIII 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	A
1 施設及び設備の整備に関する計画	A	A	A	A	A	A	A
2 人事に関する事項	A	A	A	A	A	A	A
3 職員の就労環境の整備	A	A	A	A	A	A	A
4 法人が負担する債務の償還に関する事項	—	A	A	A	A	A	A
5 移行前の退職給付引当金に関する事項	A	A	A	A	A	A	A

注) 評価結果欄の「-」は、年度計画の未設定等により、評価対象外とした項目

【別紙 1】

**地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期目標に係る
業務の実績に関する評価結果について**

平成 26 年 11 月 27 日

秋田県地方独立行政法人評価委員会

委員長 池 村 好 道

秋田県地方独立行政法人評価委員会は、この度、地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期目標（中期目標の期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）に係る業務の実績について評価を実施し、評価結果を取りまとめました。評価に関する委員長としての所見は次のとおりです。

- 全体評価については、中期目標に係る業務運営は、全体として概ね順調に実施されており、特に改善を勧告すべき点はない。
- 項目別評価については、大項目五つのうち三つが A 評価である。
- 脳研センターにおいてチーム医療の提供や医療スタッフの増員などにより、急性期医療・回復期医療の提供体制の強化が図られていること、調査・研究について活発な活動が行われているほか、支援体制の充実が図られていることが評価される。
また、リハセンにおいて効率的・集中的な訓練・治療が行われていることが高く評価される。
- 病床利用率の更なる向上等による収入確保や経費節減などの一層の経営改革が求められる。

【お問い合わせ先】

秋田県地方独立行政法人評価委員会

事務局：秋田県総務部総務課

【別紙２】

業務の実績に関する項目別評価基準について

○評価基準は評価委員会で決定し、評価については項目別評価と全体評価により行う。

項目別評価 … 中期目標及び中期計画に掲げた各項目の達成状況を総合的に勘案し評価する。

全 体 評 価 … 項目別評価の結果を踏まえ、事業の達成状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

○項目別評価の評価区分と評価基準

区 分	基 準
S	特に優れた実績を上げている
A	中期目標に係る業務を順調に実施している (達成度が100%以上)
B	中期目標に係る業務を概ね順調に実施している (達成度が80%以上100%未満)
C	中期目標に係る業務を十分に実施できていない (達成度が80%未満)
D	業務の大幅な改善が必要

【別紙 3】

【参 考】

○ 秋田県地方独立行政法人評価委員会委員名簿

委員長	池 村 好 道	国立大学法人秋田大学 教育文化学部教授
委員長代理	五十嵐 健 一	株式会社フィデア総合研究所 取締役副理事長
委員	北 林 孝 雄	公認会計士
委員	坂 本 哲 也	一般社団法人秋田県医師会 副会長 医療法人久盛会 秋田緑ヶ丘病院 統括顧問
委員	小 玉 弘 之	一般社団法人秋田県医師会 常任理事 医療法人正和会 南秋田整形外科医院 院長

○ 平成 26 年度における評価委員会開催実績

日 時	会 議 内 容
6 月 5 日	第 1 回評価委員会（秋田県立療育機構の次期中期目標の策定等に係る設立団体及び法人との意見交換ほか）
7 月 17 日	第 2 回評価委員会（年度評価に係る各法人からの事情聴取ほか）
7 月 31 日	第 3 回評価委員会（年度評価に係る各法人からの事情聴取ほか）
8 月 19 日	第 4 回評価委員会（年度評価の評価協議、評価案の審議ほか）
10 月 9 日	第 5 回評価委員会（秋田県立病院機構の中期目標に係る業務実績に関する事情聴取ほか）
11 月 6 日	第 6 回評価委員会（秋田県立病院機構の中期目標に係る業務実績に関する評価協議、評価案の審議ほか）

○ 地方独立行政法人法

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第 28 条 略

2 略

3 評価委員会は、第 1 項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第 30 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第 28 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の評価について準用する。